

第2回水戸黄門漫遊マラソン見舞金規程（ランナー用）

第1条 目的

水戸黄門漫遊マラソン実行委員会（以下「甲」という。）は、甲が主催する「第2回水戸黄門漫遊マラソン（以下「大会」という。）に参加する者（以下「乙」という。）が大会参加中に傷害又は疾病（以下「傷病」という。）が原因で身体障害を被った場合、乙又は乙の遺族に対し、下表に定める見舞金の給付を行うことを目的とする。

見舞金の種類（給付限度日数）	給付金額
死亡見舞金	100万円
後遺障害見舞金	100万円×見舞金給付割合（別表1のとおり）
入院見舞金（180日限度）	1,500円（日額）
通院見舞金（90日限度）	1,000円（日額）

2 大会に参加する者とは、大会申込手続を経て、甲が指定するゼッケン等をつけて出場する者をいう。

3 大会参加中とは、乙が甲の指定する場所に集合したときから、競技終了後、甲の管理下を離れたときまでをいう。

4 傷害とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除きます。）を含む。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を除く。

5 疾病とは、急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症状群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、日射病および熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症をいう。

第2条 見舞金の給付を行わない場合

甲は、以下に掲げる事由のいずれかによって乙が被った身体障害に対しては前条第1項に定める見舞金の給付を行わない。

- (1) 既往症（大会参加前に既に発病している傷病をいう。）が原因のもの。
- (2) 乙の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為（過失犯を除く。）又は闘争行為
- (3) 乙が以下のいずれかに該当する間に生じた事由
 - ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 道路交通法に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそ

れがある状態で自動車等を運転している間

- (4) 乙の妊娠、出産、早産又は流産
- (5) 乙に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、甲が見舞金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、見舞金を給付する。
- (6) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波
- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- (8) 核燃料物質（使用済み燃料を含む。以下同様とする。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (9) (6) から (8) までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (10) (8) 以外の放射線照射又は放射能汚染
- (11) 医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいう。）による裏付のない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいう。）腰痛その他の症状。ただし、入院見舞金及び通院見舞金についてのみ適用する。
- (12) 乙の精神障害
- (13) 治療目的以外の入通院
- (14) まめ、靴擦れ等により、足指、足の裏等の足部に発生した傷病

第3条 死亡見舞金の給付

甲は、乙が第1条第1項の傷病を被り、その傷病により、傷病を被った日（障害については事故日、疾病については医師（乙が医師のときは、乙以外の医師をいう。以下同様とする。）の診断による発病の日をいう。以下「傷病発生日」という。）からその日を含めて180日以内に死亡したときは、乙の法定相続人に死亡見舞金を給付する。

第4条 後遺障害見舞金の給付

甲は、乙が第1条第1項の傷病を被り、その傷病により、傷病発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害並びに疾病が治った後のものをいう。以下同様とする。）が生じたときは、乙に後遺障害見舞金を給付する。

2 前項の規定にかかわらず、乙が傷病発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態であるときは、甲は傷病発生日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき、後遺障害の程度を認定して乙に後遺障害見舞金を給付する。

第5条 死亡見舞金と後遺障害見舞金の関係

甲が後遺障害見舞金を給付した後、後遺障害の原因となった傷病の結果として傷病発生日からその日を含めて180日以内に乙が死亡したときは、死亡見舞金の額から既に支払った後遺障害見舞金の額を控除した額を給付する。

第6条 入院見舞金の給付

甲は、乙が第1条第1項の傷病を被り、その治療のために入院したときは、乙に入院見舞金を給付する。

2 甲は、いかなる場合においても傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院見舞金を給付しない。

3 乙が入院見舞金の給付を受けられる期間中に新たに他の事故を被ったとしても、甲は重複して入院見舞金を給付しない。

第7条 通院見舞金の給付

甲は、乙が第1条第1項の傷病を被り、その治療のために通院（往診を含む。以下同様とする。）したときは、乙に通院見舞金を給付する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、前条の入院見舞金が支払われるべき期間中に通院に対しては、通院見舞金を給付しない。

3 甲は、いかなる場合においても傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院見舞金を給付しない。

4 乙が通院見舞金の給付を受けられる期間中に新たに他の事故を被ったとしても、甲は重複して通院見舞金を給付しない。

第8条 乙が第1条第1項の傷病を被ったときは（見舞金の給付を受けようとする場合に限る。）

乙又は見舞金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含む。以下同様とする。）は、その原因となった傷病発生日からその日を含めて30日以内に傷病発生の状況及び傷病の程度を甲に通知しなければならない。この場合において、甲が書面による通知若しくは説明を求めたとき、又は乙の身体の診療若しくは死体の検案（死体について死亡の事実を医学的に確認することをいう。）を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙又は見舞金を受け取るべき者が甲の求める正当な理由なく前項の規定に違反したとき、又はその通知若しくは説明について知っている事実を告げなかったとき、若しくは不実のことを告げたときは、甲は見舞金を給付しない。

第9条 見舞金の請求

乙又は見舞金を受け取るべき者が見舞金の給付を受けようとするときは、別表2に掲げる書類

のうち甲が求めるものを提出しなければならない。

2 甲は、別表2に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 乙又は見舞金を受け取るべき者が前2項の書類を提出しなかったとき、又は提出書類に知っている事実を記載しなかったとき、若しくは不実の記載をしたときは、甲は見舞金を給付しない。

第10条 運営

本規程は、水戸黄門漫遊マラソン実行委員会を事務局として運営する。

第11条 発効日

本規程は、平成29年10月29日に開催する大会に適用する。

以 上

別表1

後遺障害等級表

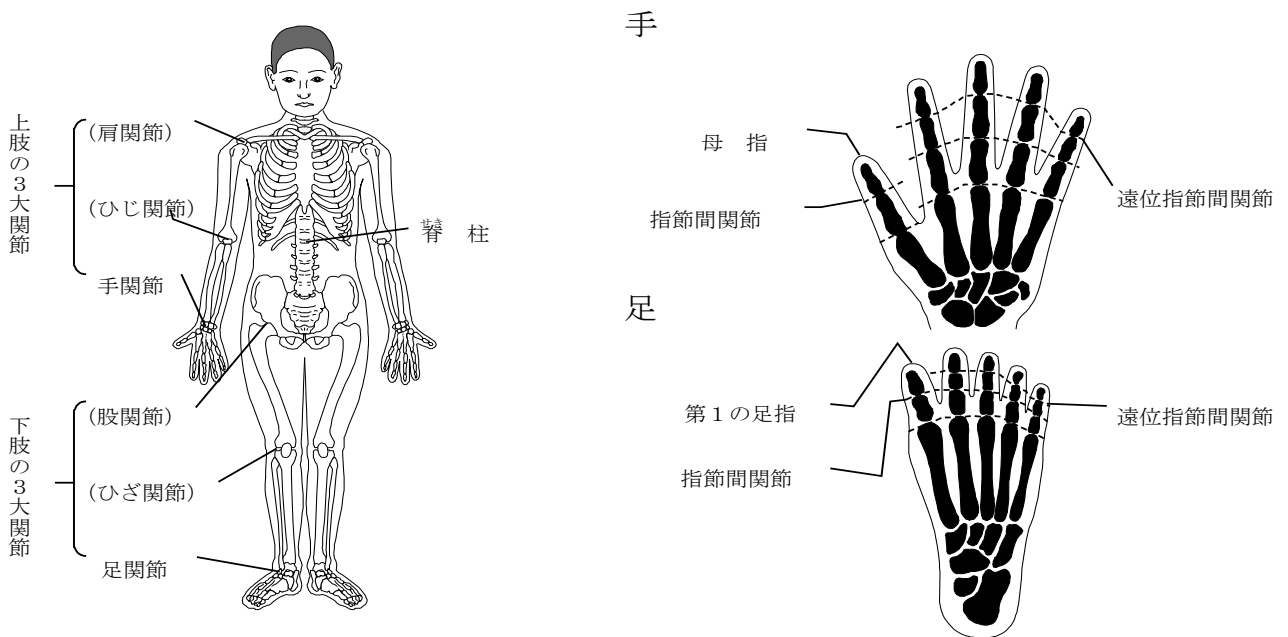
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼くおよび言語の機能を廃したものの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したものの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したものの	100%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとし ます。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼くまたは言語の機能を廃したものの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができ ないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、 その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様としま す。)	78%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節 骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっ ては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に 服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服するこ とができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったも のをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解 することができない程度になったもの (5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度 になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解する ことができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服するこ とができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができな いもの (6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	42%

	<p>(1) 1) 両足の足指の全部の用を廃したものと(足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)</p> <p>(1) 2) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(1) 3) 両側の睾丸を失ったもの</p>	
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>	34%
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(1) 1) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(1) 2) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(1) 3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>(1) 4) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(1) 5) 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(1) 6) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(1) 7) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	26%
第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面視で複視を残すもの</p> <p>(3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1下肢を3cm以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(1) 1) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20%
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15%
第12級	<p>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8) 長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9) 1手の小指を失ったもの</p>	10%

	(1 0) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (1 1) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (1 2) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (1 3) 局部に頑固な神経症状を残すもの (1 4) 外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭 窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補 綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (1 0) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (1 1) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したのまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したのもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補 綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

(注1) 上肢、下肢、手指及び足指の障害の規定中「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいう。

(注2) 関節等の説明図



別表2 見舞金請求書類

提出書類	死亡	後遺害	入院・手術	通院
1. 見舞金請求書	○	○	○	○
2. 当社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○
3. 死亡診断書または死体検案書	○			
4. 給付対象者の戸籍謄本	○			
5. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容証明する医師の診断書		○	○	○
6. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○
7. 死亡補償金受取人・死亡見舞金人の印鑑証明書	○			
8. 給付対象者の印鑑証明書		○	○	○
9. その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認のために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○

(注1) 見舞金を請求する場合には、○を付した書類のうち甲が求めるものを提出しなければなりません。

(注2) 入院・手術・通院には熱中症によるものを含みます。